

第 7 回 倉敷市教育委員会議事録			
1 開催期日	令和 5 年 5 月 1 1 日（木）		
2 開会及び閉会時刻	開会時刻 1 4 時 0 0 分 閉会時刻 1 4 時 5 2 分		
3 場所	教育委員室		
4 出席者	仁 科 康		
	大 原 あかね		
	沼 本 浩 彰		
	江 原 雅 江		
	難 波 弘 志		
5 会議に出席した事務局又は教育機関の職員の 職 氏名			
職 名	氏 名	職 名	氏 名
教育次長	早 瀬 徹	副参事	倉 本 英 明
参 事	小 野 敏	副参事	橋 本 忠 明
参 事	島 田 旭	次 長	丸 野 善 嗣
部 長	根 岸 正 治	課長代理	武 内 栄 治
参 事	渡 邊 直 樹		
部 長	森 茂 治		
副参事	八 方 良 久		
次 長	湯 地 嘉 隆		
6 教育長等の報告			

7	議題	議案第24号	倉敷市奨学生選考委員会委員の委嘱について
		議案第25号	倉敷市立小、中学校学区審議会委員の委嘱について
		議案第26号	代理の承認を求めることについて（事業委託契約の変更に係る専決処分の報告について）
		議案第27号	代理の承認を求めることについて（倉敷市立学校児童生徒結核対策委員会委員の委嘱又は任命について）
		議案第28号	倉敷市社会教育委員の委嘱について
		議案第29号	倉敷市文化財保護審議会委員の委嘱について
		議案第30号	倉敷市伝統的建造物群等保存審議会委員の委嘱について
		議案第31号	倉敷市図書館協議会委員の委嘱について
		議案第32号	倉敷市公民館等運営審議会委員の委嘱について
8	議事の概要、質問した者の氏名及びその要旨並びに議決事項		
	別紙のとおり		
9	傍聴の状況		
	公開	傍聴人	1名
	議事録者氏名	武内 栄治	
	議事録署名委員		
	教育長	仁科 康	
	委員	大原 あかね	

〈教育長〉 それではただいまから、教育委員会を開催いたします。

ただいまのご出席は5名、会議は成立いたしました。

この度の教育委員会は、「Zoom」によるWeb会議方式により開催しますので
よろしくお願いします。

まず、教育委員会議事録についてです。

2月16日、3月16日、および3月28日の昨年度分3件につきまして、
各委員の皆様におかれましては、内容をご確認いただきましたでしょうか。

〈各委員〉 はい。

〈教育長〉 2月16日、3月16日および3月28日の議事録につきまして、承認する
ことにご異議ございませんか。

〈各委員〉 ありません。

〈教育長〉 はい、ありがとうございます。ご異議ないようですので、2月16日、3月
16日および3月28日の議事録を承認することとします。

令和5年度に入ってからの前々回及び前回の会議録につきましては、恐れ入
りますが、次回の会議の際にご確認いただくこととさせていただきたいと思
いますので、よろしくお願いいたします。

ただいま、報告事項「小学校用教科書の見本展示について」、「新型コロナ
ウイルス感染症に係る対応について」および「学校給食費の保護者負担軽減
について」が提出されました。これを日程に追加し、報告事項とすることに、
ご異議ございませんか。

〈各委員〉 ありません。

〈教育長〉 ご異議ないものと認め、3件を報告事項に追加いたします。

本日の傍聴者は1名です。傍聴者は倉敷市教育委員会傍聴人規則に従って傍聴してください。

それでは、審議に入ります。議案第24号「倉敷市奨学生選考委員会委員の委嘱について」のご説明を、根岸部長、お願いします。

〈根岸部長〉配布資料1ページをご覧ください。

議案第24号、「倉敷市奨学生選考委員会委員の委嘱について」、議決を求めるものでございます。

次の2ページをご覧ください。「倉敷市奨学金貸付条例」第11条から14条の規定に基づき、下の表「旧任」の方々の任期が、令和5年5月31日に満了となることに伴いまして、上の表の「新任」の委員として、新たに3名の方々をお願いしております。3ページには、「再任」となる選考委員会委員を含めた全員の一覧表を案としてお示ししております。

委員の任期は、令和5年6月1日から令和6年5月31日までです。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

〈教育長〉ありがとうございました。ご質問等ございましたら、お願いいたします。

〈各委員〉ありません。

〈教育長〉それではお諮りします。

議案第24号につきまして、可決することにご異議ございませんか。

〈各委員〉はい。

〈教育長〉ご異議ないようですので、議案第24号は可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第25号「倉敷市立小、中学校学区審議会委員の委嘱について」のご説明を、根岸部長、お願いします。

〈根岸部長〉配布資料4ページをご覧ください。

議案第25号、「倉敷市立小、中学校学区審議会委員の委嘱について」議決を求めるものでございます。

これは、「倉敷市立小、中学校学区審議会条例」第3条及び第4条に基づき、学区審議会委員の委嘱を行うものでございます。

5ページに小、中学校学区審議会委員の新旧対照表をお示ししております。令和4年度末の役職異動のため、市小・中学校長会4名の方々に新任委員をお願いしております。

次の6ページには、新任委員を含めた委員一覧をお示ししています。

任期は、前任委員の残任期間とし、令和5年8月31日までとなっております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

〈教育長〉ありがとうございました。ご質問等ございましたら、お願いいたします。

〈各委員〉ありません。

〈教育長〉それではお諮りします。

議案第25号につきまして、可決することに、ご異議ございませんか。

〈各委員〉ありません。

〈教育長〉ご異議ないようですので、議案第25号は可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第26号「代理の承認を求めることについて（事業委託契約の変更に係る専決処分の報告について）」のご説明を、渡邊参事、お願いします。

〈渡邊参事〉配布資料7ページを御覧ください。

議案第26号「代理の承認を求めることについて」ご説明いたします。

現在、大高小学校の調理場の建て替え、校舎の増築を行っておりますが、当該契約に関して、契約締結後に建築資材費等が高騰したため契約金額を増額させる必要が生じ、変更契約を締結しております。

つきましては、教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第3項の規定により、変更契約の締結について代理しましたので、承認を求めるものです。当該委託契約の契約先は、目黒建設株式会社を代表企業とする「倉敷市立大高小学校調理場・校舎整備事業コンソーシアム」で、変更前の契約金額は1億5,450万円（税込）でございました。

変更後は1億3,269万9660円（税込）で、7,819万9,660円、率で言いますと4.46%の増額となっております。

また、先ほど気付きまして、大変申し訳ございませんが、7ページ「提案理由」に「令和5年4月24日開催の臨時市議会へ報告するもの」と現在形で書いてありますが、「報告した」という過去形でございました。

大変失礼いたしました。お詫びして、訂正をお願いしたいと思います。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

〈教育長〉ありがとうございました。ご質問等ございましたら、お願いいたします。

〈各委員〉ありません。

〈教育長〉それでは、先ほどの訂正も含めて、お諮りします。

議案第26号につきまして、可決することに、ご異議ございませんか。

〈各委員〉はい。

〈教育長〉ご異議ないようですので、議案第26号は可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第27号「代理の承認を求めることについて（倉敷市立学校児童生徒結核対策委員会委員の委嘱又は任命について）」のご説明を、渡邊参事、お願いします。

〈渡邊参事〉配布資料10ページをご覧ください。

議案第27号「代理の承認を求めることについて」ご説明いたします。

倉敷市立学校児童生徒結核対策委員会委員の委嘱又は任命につきましては、議案作成日程の都合上、教育委員会会議を開催するいとまがなかったことから、教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第3項の規定により代理しましたので、承認を求めるものです。

この委員会は、「倉敷市立学校児童生徒結核対策委員会条例」に基づき設置するもので、①結核健康診断の実施状況や結果の把握に関する事項、②精密検査対象児童生徒の管理方針に関する事項、③患者発生時における関係機関との連携に関する事項等を所掌しております。

配布資料11ページに、今回、新たに委嘱又は任命した委員の方々及び退任された委員の方々を、配布資料12ページには、再任委員を含めた現時点の全委員の一覧表を掲げております。

委員の任期は、令和5年5月1日から令和7年4月30日までの2年間です。
なお、女性登用率は22.2%です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

〈教育長〉ありがとうございました。ご質問等ございましたら、お願いいたします。

〈沼本委員〉この追加で郵送で来た中に、差し替え分というのがあるんですけども、樫田様のふりがなが違っているがために差し替え分を送ってこられたということではなかったでしょうか。

〈武内課長代理〉何名かの方のふりがなが、最後まで表示できていないものがあることに気がきましたので、きちんと表示したものを再送付させていただきましたが、再送付の際に、更に間違いがあったようで、大変失礼いたしました。

〈教育長〉今の状況を言いますと、まずお名前の右側が切れている箇所があるというのを修正し、樫田委員のお名前のふりがなが、その習性の際に「たけし」に変わっているのですが、正しくは「つよし」であるということです。

大変申し訳ございませんが、よろしいでしょうか。

〈沼本委員〉分かりました。

〈難波委員〉この結核対策委員会というのは、小学校１年生、２年生、中学校１年生、２年生を対象としたツベルクリン反応検査、ＢＣＧ接種が平成１５年度から中止になり、その代わりとして結核問診票調査が実施され、精密検査が必要な児童生徒を見つけてこの委員会に付託しています。最近も新学期に問診票を配り、この委員会で最終的に検討をしていると思うのですが、昨年度は精密検査が必要とされた児童生徒は何人でしたか。把握している数字があれば教えてください。

〈渡邊参事〉昨年度の結核検診の実施状況ですが、小学校、中学校、特別支援学校の合計で全校児童生徒数が３９，２８０人で、この受検者数が３９，２３９人ですので、受検率で言いますと９９．９％の方が受検をしております。この中で要検討者数となったのは１３人。率でいくと０．０３％になっております。以上です。

〈難波委員〉分かりました。ありがとうございました。

結核は減少してきてはおりますが、まだ疑いのある人があったりするので、どの程度の対象者がいるのかと思いました。

委員には専門家の方が沢山入っていらっしゃるようなので、このまま、このやり方で良いと思います。ありがとうございました。

〈教育長〉他に何かございませんか。

〈各委員〉ありません。

〈教育長〉それではお諮りします。

議案第２７号につきまして、可決することに、ご異議ございませんか。

〈各委員〉はい。

〈教育長〉 ご異議ないようですので、議案第２７号は可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第２８号「倉敷市社会教育委員の委嘱について」のご説明を、森部長、お願いします。

〈森部長〉 資料の１３ページをお願いします。

議案第２８号は「倉敷市社会教育委員の委嘱について」議決を求めるものでございます。社会教育委員は、社会教育法でその職務や設置が定められており、現委員の任期が５月３０日に満了することから、倉敷市社会教育委員条例に基づいて、新委員の委嘱を行うものです。

次のページ、資料の１４ページをお願いします。上段に新任委員、下段に旧任委員を掲載しています。令和４年度末の役職異動、委員任期の満了により６名の方々に新任委員をお願いしております。

次の１５ページには新任委員を含めた全委員の一覧表をお示ししています。委員の任期は、令和５年６月１日から令和７年５月３１日までとなっています。説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

〈教育長〉 ありがとうございます。ご質問等ございましたら、お願いいたします。

〈各委員〉 ありません。

〈教育長〉 それではお諮りします。議案第２８号につきまして、可決することに、ご異議ございませんか。

〈各委員〉 はい。

〈教育長〉 ご異議ないようですので、議案第２８号は可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第２９号「倉敷市文化財保護審議会委員の委嘱について」のご説明を、森部長、お願いします。

〈森部長〉 続いて、資料の１６ページをお願いします。

議案第29号は「倉敷市文化財保護審議会委員の委嘱について」議決を求めるものでございます。倉敷市文化財保護審議会委員は、現委員の任期が5月30日に満了することから、倉敷市文化財保護条例に基づいて教育委員会が委嘱するものでございます。

次のページ、資料の17ページの上段に新任委員、下段に旧任委員を掲載しています。退任となる江面委員は、任用基準に関する規程の第4条（年齢の制限）、第5条（再任の制限）に抵触しておりましたが、委員の専門知識と長い間に培われた豊富な経験が文化財保護審議会に必要とされることから、規程における適用除外として、これまで委員をお願いしておりました。

しかしながら、この度、委員本人から退任の申し出があり、退任となったものです。

次のページ、資料の18ページには、新任委員を含めた委員の一覧表をお示ししています。委員の任期は、令和5年6月1日から令和7年5月31日までとなっています。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

〈教育長〉ありがとうございました。ご質問等ございましたら、お願いいたします。

〈各委員〉ありません。

〈教育長〉それではお諮りします。議案第29号につきまして、可決することに、ご異議ございませんか。

〈各委員〉はい。

〈教育長〉ご異議ないようですので、議案第29号は可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第30号「倉敷市伝統的建造物群等保存審議会委員の委嘱について」のご説明を、森部長、お願いします。

〈森部長〉続いて、資料の19ページをお願いします。

議案第30号は「倉敷市伝統的建造物群等保存審議会委員の委嘱について」議決を求めるものでございます。

倉敷市伝統的建造物群等保存審議会委員は、現委員の任期が5月30日に満了することから、倉敷市伝統的建造物群保存地区保存条例に基づいて、教育委員会が新委員を委嘱するものです。

次のページ、資料の20ページをお願いします。このページは、差し替え分として後から送らせていただいたものをご覧ください。

上段に新任委員、下段に旧任委員を掲載しています。退任となる5名の委員は、いずれも任用基準に関する規程の第4条（年齢の制限）、あるいは第5条（再任の制限）に抵触しておりましたが、委員の専門知識と長い間に培われた豊富な経験が審議会に必要とされることから、規程における適用除外として委員をお願いしておりました。しかしながら、この度委員本人から退任の申し出があり、退任となったものです。

次のページ、資料の21ページには、新任委員を含めた全委員の一覧表をお示ししています。委員の任期は、令和5年6月1日から令和7年5月31日までとなっています。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

〈教育長〉ありがとうございました。ご質問等ございましたら、お願いいたします。

〈難波委員〉勉強不足で申し訳ありません。

この規定の第4条と5条のところを、もう少し詳しく、年齢と再任の制限について教えていただけますでしょうか。

〈森部長〉任用基準に関する規定というのがございまして、委員になられる方についてはある程度の制限というのがございます。

ここで説明させていただいた第4条は年齢制限になり、通常71歳以上の方については任用できないということになっております。

もう1点の第5条というのは、再任の制限についてであり、いろいろな条項があるのですが、ここで適用されているのは、任用期間3年未満の者については、4回以上連続して委員はできないという規定がございます。

この2つの規定に抵触する方がいらっしゃるということです。

但し、特例事項というがあり、この委員会で、どうしてもその方の見識や経験といったことが必要であれば、それは撤廃できるということがあり、その特例を適用して委員になってくださっていた方もあるということです。

〈教育長〉難波委員、よろしいでしょうか。

〈難波委員〉ありがとうございました。

〈教育長〉他にはございませんでしょうか。

〈沼本委員〉たまたま同じ質問なのですが、差し替え分が入っているのですが、差し替えの説明をお願いします。

〈森部長〉大変失礼いたしました。

差し替え分につきましては、20ページの旧任の小山修二委員のところで、先ほど説明をいたしました、任用基準の規定について、もともと送った物は第4条と第5条に抵触するという記載があったのですが、間違いが発覚し、小山委員の場合は第5条のみという記載に改めさせていただきました。

また、中山祐里香委員の場合は逆でございまして、任用基準に関する規定について、元々は第5条と書いてあったのですが、第4条にも第5条にも抵触するという間違いを訂正させていただきました。

お詫びさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〈教育長〉よろしいでしょうか。

〈沼本委員〉ありがとうございました。

〈教育長〉その他には、よろしいでしょうか。

〈各委員〉はい。

〈教育長〉それではお諮りします。議案第30号につきまして、可決することに、ご異議ございませんか。

〈各委員〉ありません。

〈教育長〉ご異議ないようですので、議案第30号は可決することに決定いたしました。続きまして、議案第31号「倉敷市図書館協議会委員の委嘱について」のご説明を、森部長、お願いします。

〈森部長〉続いて、資料の22ページをお願いします。

議案第31号は「倉敷市図書館協議会委員の委嘱について」議決を求めるものでございます。倉敷市図書館協議会は、図書館法でその服務や設置が定められており、現委員の任期が5月30日に満了することから、倉敷市立図書館条例に基づいて、新委員を委嘱するものです。

次のページ、資料の23ページの上段に新任委員、下段に旧任委員を掲載しています。令和4年度末の役職異動より2名の方、公募委員として2名の方に新任委員をお願いしています。

次のページ、資料の24ページをお願いします。新任委員を含めた全委員の一覧表をお示ししています。委員の任期は、令和5年6月1日から令和7年5月31日までとなっています。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

〈教育長〉ご質問等ございましたら、お願いいたします。

〈各委員〉ありません。

〈教育長〉それではお諮りします。議案第31号につきまして、可決することに、ご異議ございませんか。

〈各委員〉はい。

〈教育長〉ご異議ないようですので、議案第31号は可決することに決定いたしました。続きまして、議案第32号「倉敷市公民館等運営審議会委員の委嘱について」のご説明を、森部長、お願いします。

〈森部長〉当日配布とさせていただいた資料の1ページをお願いします。

議案第32号は「公民館等運営審議会委員の委嘱について」議決を求めるものでございます。公民館等運営審議会委員は、現委員の委嘱期間が5月30日に満了することから、倉敷市公民館等運営審議会条例に基づいて新委員の委嘱を行うものです。

当日配布資料の次のページ、2ページの上段に新任委員、下段に旧任委員を掲載しています。令和4年度末の役職異動、役員任期の満了などにより6名の方々に新任委員をお願いしており、うち1名は公募の委員となっています。当日配布資料の3ページをお願いします。新任委員を含めた委員の一覧表をお示ししています。委員の任期は、令和5年6月1日から令和7年5月31日までとなっています。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

〈教育長〉ありがとうございました。ご質問等ございましたら、お願いいたします。

〈各委員〉ありません。

〈教育長〉それではお諮りします。議案第32号につきまして、可決することに、ご異議ございませんか。

〈各委員〉はい。

〈教育長〉ご異議ないようですので、議案第32号は可決することに決定いたしました。

次に、報告事項に移ります。

「令和５年度市立学校園の幼児児童生徒数について」のご説明を、根岸部長、お願いします。

〈根岸部長〉 当日配布・追加資料の４ページをご覧ください。

毎年、５月１日が、学校園の幼児・児童・生徒数を国に報告する基準日となっており、本年度の倉敷市立学校園の人数が確定いたしましたのでご報告いたします。

まず、表の左から２列目「学校園数」についてですが、「小学校」、「中学校」、「高等学校」、「特別支援学校」については、ご覧の通り、昨年度までと同じ校数で変わりはありません。

「幼稚園」につきましては、令和４年度末をもって「小川幼稚園」を「味野幼稚園」に、「乙島幼稚園」を「玉島幼稚園」に統合、また、「琴浦東幼稚園」を「田の口保育園」と統合し「田の口認定こども園」に移行したため、合計で３園の減少、となっております。

次に、表の一番右の列の「児童・生徒・園児数」ですが、「小学校」では、２５，８３５人で、４５９人減で、昨年度比で１．７％の減少となっております。同じように「中学校」は１２，７４９人で、８７人減、０．７％の減少、

「高等学校」は５６５人で、増減なし、「特別支援学校」は小学部・中学部・高等部、合わせて２６１人で、２１人増、８．８％の増加となっております。

最後に、「幼稚園」は、１，９５７人で、１９６人減で９．１％減少となっております。

市立学校園すべての幼児児童生徒数の合計は、４１，３６７人で、７２１人減で、１．７％の減少となっております。

なお、「小学校」、「中学校」、「幼稚園」では、地区ごとの増減もお示ししております。

「中学校」の「水島地区」で1名の増加となっておりますが、その他の地区につきましては、同数あるいは減少しておりまして、全市的・長期的に見ますと減少傾向は継続していく見込みでございます。

報告は以上です。

〈教育長〉ありがとうございました。

今の5月1日の子どもたちの数について、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

〈各委員〉ありません。

〈教育長〉続きまして、「小学校用教科書の見本展示について」のご説明を、根岸部長、お願いします。

〈根岸部長〉当日配布・追加資料の5ページをご覧ください。

「小学校用教科書の見本展示について」のご報告でございます。

学校で使用されている教科書は、4年ごとに採択が行われ、本年度は令和6年度に小学校で使用する教科書が採択される年となっております。そのため、広く市・町民の皆様にご覧いただき、教科書への興味関心を高めていただくことを目的として、教科書展示会を開催することとしております。

展示会の場所等につきましては、資料をご覧いただけたらと思います。

教育委員の皆様におかれましては、教育委員室にも展示しておりますので、見本をご覧いただくことも可能でございます。

また、数に限りがございますが、お貸しすることも可能ですので、指導課までお知らせください。報告は以上です。

〈教育長〉ありがとうございました。ご質問等ございましたら、お願いいたします。

〈難波委員〉小中学校の子どもたちに学校での授業の様子を聞くと、今は授業にかなりタブレットを活用していると聞きます。タブレットに教科書の内容が入るのは、今年度か来年度から英語に始まり、他の科目に関しては、もう少し時間がかかるように聞いたのですが、この度のタブレットには教科書の内容が入っているのですか。それとも資料とかが入っているのでしょうか。

タブレットの活用は良いと考えているのですが、その辺りの現状と予定を教えてください。

〈根岸部長〉難波委員にご紹介いただきましたように、英語等におきまして、先行的に試行的な活用として、一部の学校で試行が始まっておりますが、まだ全ての教科を導入するのは先であると聞いております。

今現在、使っているタブレットの中には、当然全ての教科書の内容というのは入っていないのですが、主に今、活用しているのは、子どもたちの資料やドリルといったものを中心に使用しています。あとはインターネットで調べる等の活用もしています。

こちらは所管が教育ＩＣＴ推進課になりますが、授業の中でたくさんの子どもの意見や、一斉に提示して答えを比較するといった、授業支援ソフトが入っており、子どもたちが自分の考えをタブレットに書いたものが、すぐに前のプロジェクターや大型ディスプレイの方に映され、友達の考えを一度に共有したりするということは既に行っているところです。以上です。

〈教育長〉よろしいでしょうか。

〈難波委員〉ありがとうございます。

子どもたちが言っているのは、そういうところで使われているのであって、まだ教科書までは入っていないのですね。昨年の計画訪問でも授業の様子を見させていただきましたが、紙の教科書とタブレットを併用して行って、将

来的にはタブレットの中に教科書も入っていくような方向であるということ
を聞いたことがあります。様々な使い方でのタブレットの活用方法がある
と感じられました。今後も検討をよろしくお願いします。

〈教育長〉他に、ご質問等ございませんでしょうか。

〈沼本委員〉私も先月、仁科教育長と小学校の教科書協議会に参加させていただいたのですが、先ほどの流れのお話になるのですが、結構、教科書にはQRコードが使われていたのではないかと考えています。

そのQRコードをタブレットでスキャンするといったような活用の仕方も、
小学校でやられているという認識でよろしかったでしょうか。教えてください。

〈根岸部長〉QRコード自体については、どれくらい入っているか確認できておらず、申し訳ございません。

しかし、昨今、報道等でも大々的に取り上げられており、こういったQRコードを読み込んで、例えば動画を再生するであるとか、より深い資料として、今後活用されていくものと思われます。

また、実際に今使ってもらっているタブレットはそのようなQRコードの読み取りが可能ですので、すぐにクラウドとかインターネット上に読みに行き、そういった動画を活用するといったことも、少しずつしているところです。

〈沼本委員〉ありがとうございます。

今回の教科書見本の展示というのは、令和6年度に使用される教科書ということなので、われわれ教育委員が、間もなく計画訪問が始まろうかとしているところですが、そういった中で、そういう教科書とタブレットの効果的な使い方を見られたらと思っておりますので、もし計画訪問で見ることが出来る機会を作っていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

〈教育長〉ご要望ということでよろしいでしょうか。

〈沼本委員〉はい。

〈根岸部長〉学校の方に可能な範囲で、対応できるところは対応していきたいと思っております。

〈教育長〉他には、何かございませんか。

〈各委員〉ありません。

〈教育長〉続きまして、「新型コロナウイルス感染症に係る対応について」のご説明を、
渡邊参事、お願いします。

〈渡邊参事〉当日配布・当日追加資料の6ページをご覧ください。

「新型コロナウイルス感染症に係る対応について」報告いたします。

新型コロナウイルス感染症につきましては、令和5年5月8日に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく分類が「5類感染症」に移行されたことにより、文部科学省が定めております「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」も改訂されたため、学校園に対して注意点等を通知しておりますので、その概要を説明いたします。
上から3分の1くらいにあります、「1 新型コロナウイルス感染症に係る出欠等について」箇条書き1番目の○、幼児児童生徒に感染が確認された場合の出席停止の取り扱いですが、従前は「発症した後7日を経過し、かつ、症状が軽快した後24時間を経過するまで」出席停止の取り扱いでしたが、「発症した後5日」「軽快した後1日」に変更しております。

また、濃厚接触者の特定は行われないこととなりました。

2番目の○、幼児児童生徒等に発熱や咽頭炎、咳等の症状がある場合については、従前は出席停止として取り扱っていましたが、今後は自宅での休養

を呼びかけはするものの、登校園を一律に制限する必要はないこととなりました。

次に、「2 出席停止における治癒証明書の取り扱いについて」ですが、このページの下段に「再登校時の提出文書について」で表にまとめておりますが、他の感染症を含め、保護者が作成する「罹患報告書」を提出することに変更しております。

7ページをお開きください。

1つ飛んで、「4 部活動について」ですが、対外試合等の範囲については制限しないことしております。

続いて、「5 学校生活について」のうち、【平時から求められる感染症対策について】ですが、「換気」や「手洗い」などは従前と変わりませんが、3番目の○では、日常的な消毒作業は不要とするとなり、4番目の○では、マスクの着用については求めないことが基本となり、給食における黙食は不要となっております。

衛生管理マニュアルの改訂された部分の概要を説明させていただきました。

以上で報告を終わります。

〈教育長〉ありがとうございました。

新型コロナウイルス感染症予防についての説明でしたが、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

〈難波委員〉先程の報告にもありましたが、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行されました。しかしながら、5月の連休があり人の動きも多かったのでまだしばらくは、一定数の患者さんは出てくると思いますので、注意深く見守る必要があります。新型コロナウイルス感染症はいろいろな症状が見られますが、発熱をみとめた児童生徒については健康状態を確認しながら病院を受

診するなど適切な対応が必要だと思えます。そうした対応をやっていけば、大きくは広がらないのではないかと考えています。

このウィルスが、かなり感染力が強くなりながら、病原性は落としてきて、今の状況があります。最新のニュースや論文では、新しい型では、高熱の時のウィルスの増殖が明らかに弱いような実験データを出しているところもありましたので、それでインフルエンザと同じような病原性に落ちてきているという報告もあります。

出席停止における治癒証明書の取り扱い、学級閉鎖の基準等に関しては「衛生管理マニュアル」に基づいて行われればよいと思います。学校生活では手洗い、換気等の感染対策はこれまで通り行っただき、マスクの着用は現在の感染状況では個人にまかせて強要しない方がよいと思います。

第9波の感染が到来せずに、運動会、遠足、修学旅行などの行事も通常どおり行える学校生活が戻ることを期待しています。

〈教育長〉ありがとうございました。

他にはございませんでしょうか。

〈各委員〉ありません。

〈教育長〉続きまして、「学校給食費の保護者負担軽減について」のご説明を、渡邊参事、お願いします。

〈渡邊参事〉当日配布・当日追加資料の9ページを御覧ください。

「学校給食費の保護者負担軽減について」報告いたします。

この件につきましては、前々回、令和5年4月6日の教育委員会におきまして沼本委員から「令和4年度に実施した給食費にかかる保護者負担軽減策が、保護者にあまり伝わっていないのではないか。今年度も同様に予算が付いて

いるが、保護者に対して十分にお知らせをしてほしい。」との意見を頂戴しております。

この度、子育て世代を対象に学校給食費の一部を支援することとし、具体的な実施方法等を校長宛に通知したところです。

11ページをお開きください。昨年度この学校給食費の支援を実施した際には、保護者の方への周知が十分でないと思われる部分もありましたので、今回は、保護者宛の通知文例を校長宛に送付し、学校を通じて周知を図ることとしております。

ここに掲載しているのは、月額が集金額が6,000円の場合を想定して作っておりますが、学校ごとに金額が違いますので、若干の表現や数字は変わってくるかと思えます。

今後とも、市や教育委員会が実施する施策につきましては、丁寧に説明等を行っていきたいと考えております。

以上で報告を終わります。

〈教育長〉ありがとうございました。給食費のことについて、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

〈沼本委員〉早速、形にさせていただいて、ありがとうございます。

これは保護者にとっては良い通知を丁寧に、そして保護者にとってちょっと悪い部分も今後は出てくるかもしれませんが、それもやはり丁寧な通知をしていただければと思います。

きっと保護者が「知らなかった」と言うよりも、通知して知らせるというのが必要かと思っておりますので、早速動いていただいて、ありがとうございます。

〈教育長〉他にはございませんでしょうか。

〈各 委 員〉ありません。

〈教 育 長〉続きまして、「令和５年度「倉敷市二十歳の集い」の実施について」のご説明を、森部長、お願いします。

〈森 部 長〉資料の２５ページをお願いします。今年度の「倉敷市二十歳の集い」の実施について、概要が決まりましたので御報告いたします。

「倉敷市二十歳（はたち）の集い」は、昨年度から成年年齢が１８歳に引き下げられたことに伴い、「開催年度に２０歳になる人」を対象に、名称を「成人式」から変更し実施しています。

開催日時・会場は、昨年度に引き続き、成人の日の前日である、令和６年１月７日の日曜日に「倉敷スポーツ公園マスカットスタジアム」で開催することといたしました。

式典の企画・運営は、市内の各中学校からの推薦と、公募による３６人（昨年同様）の実行委員で構成された「倉敷市二十歳の集い実行委員会」が中心となって進めてまいります。

また、本年度の参加対象者は、平成１５年４月２日から平成１６年４月１日生まれで、令和５年４月３日現在で、市内の住民登録者は４，７３３人となっております。

報告は以上です。よろしく申し上げます。

〈教 育 長〉ありがとうございました。ご質問等ございましたら、お願いいたします。

〈各 委 員〉ありません。

〈教 育 長〉以上で、予定していました議題はすべて終了しましたが、事務局から、他にもありますでしょうか。

〈事 務 局〉ありません。

〈教 育 長〉委員のみなさま方から何かございましたら、お願いいたします。

〈各 委 員〉ありません。

〈教 育 長〉本日は、Web 会議にご協力いただき、ありがとうございました。

それでは、これをもちまして教育委員会は閉会とします。ありがとうございました。